

令和3年度外部評価 事業評価シート

No	6	事業名	障害者移送事業
----	---	-----	---------

所属	福祉部障害福祉課障害福祉係	事業開始年度	昭和63年度
事業内容	障害のある人がタクシーを利用する場合の一部料金、普通自動車免許取得費の一部及び障害者自ら運転する場合の自動車の改造費用の助成を行っています。		
目的	障害のある人の外出時の移動手段を確保し、障害者福祉の増進を図ります。		
根拠法令等	安城市障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱		
関連事業	安城市高齢者外出支援サービス事業		

【実施状況】

活動実績	令和2年度	【対象者】 身体障害者（1～3級）、知的障害者（A・B判定）又は精神障害者（1・2級）の方（自動車・軽自動車税の減免を受けている方と安城市高齢者タクシー料金助成利用券の交付を受けている方は除く。）。 【交付枚数】 申請月から年度末3月までの月数に応じ、1月当たり3枚の助成券を年度間1冊交付し、利用は1回の乗車につき1枚。 ※週2回以上かつ2か月以上継続した通院が必要な方には、年度末3月までの月数に応じ、2冊目を追加交付。 【助成額（上限）】 一般タクシー（普通車）630円、車いす・ストレッチャー専用タクシー（普通車）2,880円（大型車）3,630円 ※タクシー事業者によっては、障害者減免制度有（運賃の1割引） 【周知方法】 毎年、広報あんじょう3月号に制度の説明と次年度（4月からの利用分）の申請に係る記事を掲載。手帳新規取得者は、手帳交付時に案内。 【申請手段】 市役所障害福祉課窓口で申請を受付。 【障害者福祉タクシー利用料金助成券】 申請者数1,294人、交付枚数38,652（29.9枚/人）
	平成31年度	障害者福祉タクシー利用料金助成券 申請者数1,342人、交付枚数40,713枚（30.3枚/人）
	平成30年度	障害者福祉タクシー利用料金助成券 申請者数1,282人、交付枚数39,117枚（30.5枚/人）
	改善取組 （これまでの改善内容）	平成30年度にタクシー事業者による不正請求が発覚したため、必要に応じてタクシー事業者に乗務記録を提出させ適正に請求させているかを確認しています。

別紙2－2

【事業費】

年間事業費等の推移	No	区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
	①	事業費（決算額）（千円）	20,158	19,735	17,829
	事業費内訳	需用費	179	185	166
		扶助費	19,979	19,550	17,663
財源内訳	②	人件費（従事職員数×6,300千円） 従事職員数（人）	1,890 0.30	3,465 0.55	1,890 0.3
	③	総事業費（①＋②）（千円）	22,048	23,200	19,719
	財源内訳	一般財源（千円）	20,158	19,735	17,829
		特定財源（国庫・県支出金）（千円）	0	0	0
		財源合計（千円）	20,158	19,735	17,829

【活動指標】

障害者福祉タクシー利用料金助成券交付枚数（枚）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
※最大36枚/年間（平均30枚）	38,652	40,500	48,300

【成果指標】

障害者福祉タクシー助成券申請者数（人）/申請率（%）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
※対象者5,374人	1,294人/24.0%	1,350人/25.1%	1,610人/30.0%

【課題】

課題	活動実績・事業成果等を踏まえて記入 障害者福祉タクシー料金助成利用をするには、毎年、自動車税・軽自動車税の減免を受けていないことを確認するため、窓口で障害者手帳を提示し申請していただく必要がありますが、申請者の負担となり、特に4月は窓口が混雑し手続きに時間がかかっています。 また、より多くの方にこの制度を活用していただくために、助成額や交付枚数などについて、利用者の声を踏まえ制度の見直しを図るか検討する必要があります。
----	--

【論点】

外部評価での論点	毎年の申請を不要とするため、障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱を見直し、来庁する申請者の負担軽減を図るとともに、4月に集中する窓口業務の改善を図ります。また、利用者に対してアンケート調査を実施し、助成額や交付枚数などの制度の見直しを図るか検討したいと考えます。
----------	--